

## 佐伯城の修理について

小野 英 治

(会員 佐伯市弥生)

江戸時代において、大名の居城修理については幕府に届け出て、その許可が必要であった。

それは元和元年(一六一五)に武家諸法度を発布して新城を築く事を堅く禁止し、小修理といえども幕府の許可を得なければならず、無断でこれを行えば減封、悪くいくと取りつぶしとなっていた。

しかし、徳川家にとって功勞のあつた大名や譜代大名には、割と寛大で、新城の造営や天守の新築など、法度発布後も許している例もある。

元和元年武家諸法度第六條には

一、諸国居城雖為修築必可言上況新儀乃構營堅令  
停止事、城過百雉国之害也、峻壘浚隍大乱之本也。

読み「諸国居城、城、修築為すといえども、必ず言上すべし。況や、新儀の構營、堅く停止令事。城、百雉を過ぎるは、国之害なり。峻壘(険しい壘)浚隍(浚えた深い堀)は大乱の本なり。

大意「諸国の城の普請は、たとえ修繕だけであつても必ず幕府に報告して許可を受けよ。ましてや、新たに城を築くことは固く禁止する。城壁が百雉(一雉は高さ一丈、長さ三丈。雉とは城壁の大きさをはかる単位)を越えるのは国に害がある。嚴重な砦や深い堀を設けるのは大乱のもとである。

これは土木工事(普請)のことで、櫓、塀、門は付加的(作事)なものとして、寛永十二年(一六三五)に次の事項が加えられている。

櫓、塀、門等之分者如先規可修補事

これは先規(旧状)の如く修理すれば良いという事であるが、諸侯は万全を期して建築物の小修理といえども一々幕府に届け出て許可を受けていた。

徳川幕府としては、諸大名の居城は武家權威の象徴であり、これが荒廢することは好ましくなく、その大災害による修復にあたっては資金援助(貸付)もしていたのであ

る。

佐伯城の場合、築城以来約百年、山城部は放置されていた所から、樹木繁り荒廃していたので、六代毛利高慶は大修築をすることとしたのである。「佐伯開書」には次のように記されている。

一、宝永六乙丑年（一七〇九）御城普請御願ノ通ニ仰付依之同年五、六月頃ヨリ翌ル寅ノ年夏迄草木ノシゲリヲ切拂ヒ、御城ノ石垣アラハニ。下ヨリ見候様ニ成リ申候。則外側塀カカル也。奉行ハ関十左衛門、後ニ入玄ト云。下奉行長谷川与左衛門等也。

一、大手御門先年ヨリ有来リありきたノ冠門かぶらぎヲ除ケ、地形ヲ築キ高石垣出来ス。享保九甲辰ノ年七月十六日大手門ノ棟上ゲ也。

一、享保十一年七月御城櫓平櫓北ノ出丸成就也。

奉行小林九左衛門典膳事也。此祝儀二百石加増ニテ家老ニ仰付。

下奉行長谷川与左衛門、坂元（本）弥五右衛門、西名長右衛門三人ニ御褒美下候。

一、同十二年未ノ八月十五日搦手御門棟上ゲ成就也。

一、享保十三年七月十二日、御城普請残所無ク成就依之

同廿一日御祝儀有り

奉行小林典膳五十石加増也。前後三百五十石也

下奉行寶川貞右衛門、斉藤勘助、浅井平治右衛門

右三人高十石宛加増ニ仰付候。

右御祝儀相澄、已後同月廿四日

黒木常右衛門百石加増ニ仰付、前後三百石ニテ家

老ニ被仰付候。

御側用人関十左衛門、高橋与一左衛門、畑斉太夫右

三人高二十石宛加増也。

益田金兵衛御腰物下サレ、長溝七右衛門孫ノ小助

御中小姓ニ被仰候。

以上からみると、小林典膳の加増が突出しているのが注目されるが、反面藩主にとって好ましくない重臣は追放されている。

この大修理では特に大手門が高石垣を持つ櫓門やぐらもんと成っていることである。宝永六年修理願い図には、この位置に大手門がなく、以前は冠木門かぶらぎもんであったとしているが以前は大手門からわでと搦手門からわでは存在していなかった可能性も否定

できない。当初は現存の三の丸櫓門が大手門として存在していたのではないかと考えられる。享保二十年の修理願図では大手櫓門と搦手門が追加して描かれているのは繩張の変更、城郭の拡張がされているのである。

これは毛利高慶たかよしが元禄三年（一六九〇）七月、徳川將軍家の奥小姓を願い出て通算一年半、將軍綱吉の身辺近くに仕えた事と無関係ではないようで、それが元禄十二年五月、高慶が佐伯藩主となって、佐伯城の修築（繩張の変更と拡張）に際しての外交が成功していると考えられるのである。

天守が再建されなかった佐伯城にあつては、直接城下と接する大手櫓門はシャチホコをあげた佐伯城のシンボルとして立派なものが必要であつたようだ。

城と城下町の整備が完成した元文三年（一七三三）の御城并御城下絵図（佐伯市教育委員会所蔵）には、大手櫓門の左側に「寅太郎居宅」と記入があるのは、先号の「伝隠密作成佐伯図」で「嫡子撰津守居住」の撰津守高通が享保十八年（一七三三）七月二十三日死去により、その子寅太郎、後の七代藩主高丘たかおかの住居となつていたのである。

なお、享保十五年（一七三〇）写の戸倉家古書によれば

修復後の佐伯城について左のように記している。

▲城 天守台 八間半

七間半

○本丸二之丸西之出丸北之出丸惣そうくわ曲輪石垣押廻シ三百三

十三間余城山廻り式拾七町式拾間余同直立六拾間但三

ノ丸居所より九折道法式百九拾三間

○領内堅東西式拾壹里横南北拾三里式拾町

○櫓 但本丸東角 梁行四間二尺 東之方桁行六間式尺

内之方西側桁行拾間半

○櫓 但本丸腰曲輪東角 梁行式間三尺 桁行四間

○櫓 但二ノ丸西角 梁行三間式尺五寸 桁行四間三尺

○二ノ丸居縮

梁行五間 桁行拾式間

○渡櫓 但二ノ丸二有 梁行壹丈南之方桁行三間五尺

北之方桁行四間壹尺三寸 土蔵梁行三間桁行五

間

○平櫓 但二之丸二有 梁行壹丈壹尺五寸桁行七間五尺

二ノ丸土蔵 梁行式間五寸 桁行三間五寸

○櫓 但西之出丸二有 梁行三間式尺五寸 桁行四間

二尺五寸

○櫓 但北之出丸角櫓 梁行三間三尺桁行四間三尺馬

屋七正立梁行式間桁行六間壹尺

○北出丸役所 梁行式間 桁行七間五尺

○西出丸馬屋 梁行式間壹尺五寸 桁行三間壹尺五寸

▲三ノ丸居所 惣側堀下 石垣高サ式間四尺横六拾式間

▲同所櫓門 梁行式間 桁行五間 石垣高サ式間六尺

▲大手門櫓 梁行三間 桁行六間 土居高サ六尺

石垣高サ壹間半

堀下石垣高サ五尺

以上から大手櫓門は現存三之丸櫓門より、梁行、桁行共に一間増の大規模となっているのが注目される。

古図では大手櫓門前に冠木門が設けられた枳形門とする計画もあつたようであるが、これは実現しなかつた。

幕府に対する遠慮があつたと考えられるのである。

《資料》

豊後国佐伯城櫓塀門等従先年

破損仕今程無御座候間絵図之通連々

普請仕度奉願候

一、西出丸之内西南之間石垣壹ヶ所崩申候

一、同所依本丸江之道士留石垣壹ヶ所崩申候

右櫓塀門等普請並石垣二ヶ所如元連々

築直候儀是又絵図之通奉願候以上

寶永六年丑五月二十八日 毛利周防守 居判

三丸之分者修覆之願茂不仕有未

通里朱引不仕候

本丸并外曲輪出丸二丸西出丸惣塀押廻三百三拾間五尺

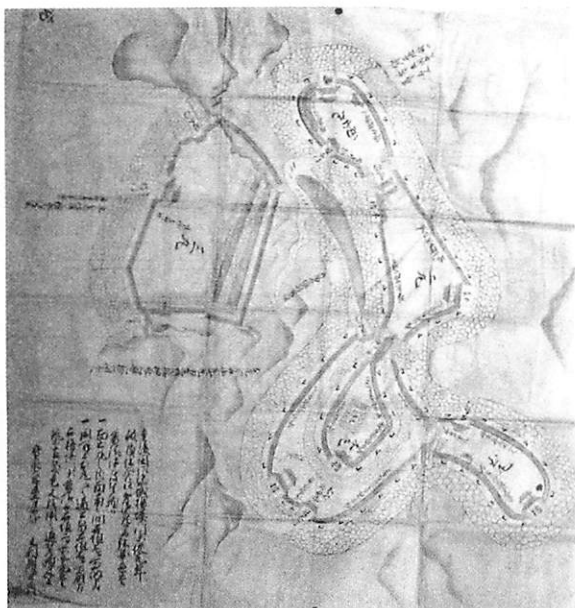
豊後国佐伯城塀石垣下共二破損之絵図

一、本丸之外曲輪東北之間石垣高サ壹間二長サ

拾間四尺塀共二崩申候。

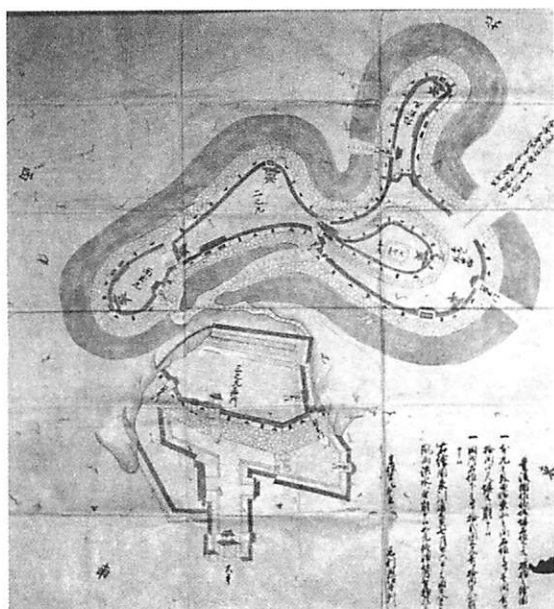
一、同所石垣下高サ拾式間三尺長サ拾間四尺山崩申候

右繪圖朱引之通去寅七月廿六日ヨリ同廿八日迄  
 風雨洪水ニ付崩申候如元修補仕度奉願候 以上  
 享保廿乙卯年 毛利周防守 判



宝永六年 最古の佐伯城修理願控図（筆者所蔵）  
 正確な縮尺でなく、曲輪は略図化されている。

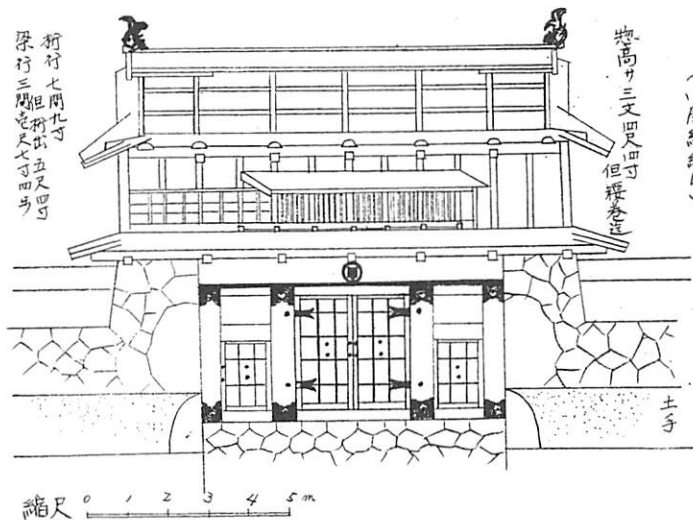
豊後国佐伯城塀石垣下共二破損之繪圖  
 （享保廿乙卯年）



（故 山中道夫氏 旧蔵）

大手御矢倉

(小原組絵図)



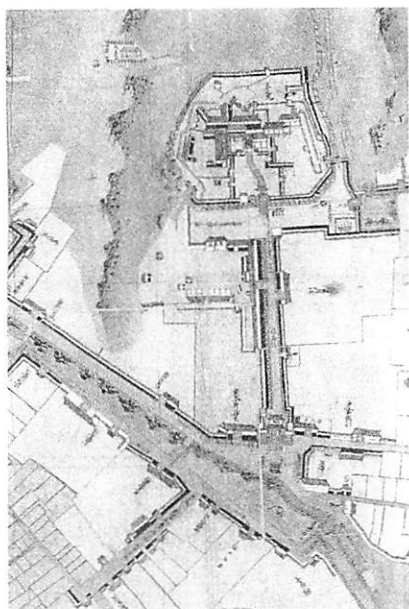
清田家伝来(清田義雄氏蔵)による。

大手櫓門古図(御用大工清田家伝来)

(享保十五年古書より桁行が約一間増七間余の堂々たるものである。)

元文三年 御城并御城下絵図(部分)

(佐伯教育委員会蔵)



大手櫓門、左手に寅太郎居宅の記入 周辺に戸倉、小林等  
重臣屋敷が見られる。